庄内町告示第５９号

令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月２５日

庄内町長　富　樫　　透

令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、統計調査に関する事務の能率的遂行を図るため、本町統計調査事務の向上を目的に活動している庄内町統計調査員協議会（次条及び第6条において「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象経費）

第2条　交付金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

(1)　統計調査事務向上のための活動事業又は研修に要する経費

(2)　前号に掲げるもののほか、町長が協議会の運営等のため適当と認める経費

（交付金の額）

第3条　交付金の額は、14万2,000円以内の額とする。

（交付申請）

第4条　規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書（様式第1号）

(2)　収支予算書（様式第2号）

（実績報告）

第5条　規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　事業実績書（様式第1号）

(2)　収支精算書（様式第2号）

（概算払）

第6条　町長は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

2　規則第5条第1項の規定による交付金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1　目　　的	
2　事業内容	
3　事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1　収入の部

区　　分	本年度予算額 （本年度精算額）	付　　記
	円	
計	円	

2　支出の部

区　　分	本年度予算額 （本年度精算額）	付　　記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

年　　月　　日

庄内町長　　宛

住　所
団体名
代表者氏名
電話

令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金概算払請求書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金について、令和8年度庄内町統計調査員協議会交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1　交付決定額　　円
2　概算払請求額　　円
3　概算払を必要とする理由

4　振　込　先

金融機関名		店　名	
種　　目	普通　・　当座　・　その他（　　）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			